

65歳になった方へ

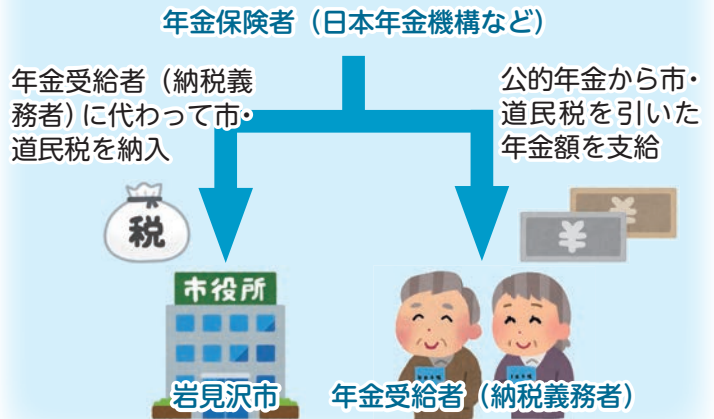
公的年金からの特別徴収



今年度から新たに対象となる方は、10月に支給される公的年金から市・道民税の特別徴収を開始します。

年金特別徴収とは

年金保険者（日本年金機構など）が、公的年金から市・道民税を引き落として、年金受給者（納税義務者）に代わり納める制度です。



年金特別徴収を開始する方

- 昨年の4月2日から今年の4月1日までの間に65歳になり、公的年金所得に対する市・道民税の納付義務がある方
- 今年の4月1日現在、65歳以上で、昨年度途中の税額変更などで特別徴収が停止し、公的年金所得に対する市・道民税を普通徴収（納付書や口座振替）で納めている方

年金特別徴収ができない方

- 65歳以上で公的年金所得がある方でも、次に該当するときは、特別徴収の対象になりません。障害年金や遺族年金は非課税のため特別徴収の対象になりません。
- 各年金保険者の都合により特別徴収できないとき
 - 介護保険料が公的年金から特別徴収されていないとき
 - 特別徴収されるべき市・道民税の金額が公的年金から引ききれないとき

納税通知書の確認を

6月中旬に送付している「平成31年度市民税・道民税（個人住民税）税額決定・納税通知書」の「4ページ目」に、公的年金から差し引かれる税額を記載していますので、ご確認ください。

なお、6月以降に税額変更などがあった方には、新たに通知書を送付しています。

特別徴収になる方は、公的年金の名称と税額が記載されています

公的年金からの特別徴収について

年金からの特別徴収は以下の公的年金から特別徴収されます。

支払者名称	
公的年金の種類	
公的年金の金額	円 法人番号

公的年金から特別徴収される税額は、金に係る税額となります。その他の収入に係る税額については、普通徴収または給与からの特別徴収で納めていただくことになります。

年金収入のみの方の場合、当該年初年度になる方は、普通徴収（1期・2期）と年金からの特別徴収（4月・12月・翌年2月支給分）での納付となります。

また、前年度末年金からの特別徴収を行っていた方は、全額年金からの特別徴収（4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月支給分）となります。

※4月・6月・8月は、昨年度の通知書において通知した額を特別徴収します。

なお、年の途中で税額の変更や転出などが発生した場合、年金からの特別徴収が停止することがあります。その場合は、普通徴収での納付となります。

当制度により、新たな税負担が生じることはありません。

平成31年度 年金特別徴収税額

年金特別徴収税額	①
平成31年	
4月	
令和元年	
6月	
令和元年	
8月	
仮徴収税額	
仮徴収税額計	
年金特別徴収税額	②
一仮徴収税額①-②	
令和元年	
10月	
令和元年	
12月	
令和2年	
2月	
本徴収税額	

あなたが引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、翌年度の年金からの特別徴収については8月まで以下の金額を仮徴収します。（地方税法第321条の7の8）

令和2年度 年金特別徴収税額（仮徴収分）

月	分	金額（円）
令和2年	4月	
令和2年	6月	
令和2年	8月	
仮徴収税額		

仮徴収税額が年金特別徴収額を上回ったため納めすぎとなった場合は還付を行います。

税の申告はお済みですか

市・道民税の申告をしていない方で、市・道民税の計算に反映されていない控除（社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除など）がある場合は、申告して控除を追加・修正することにより、税額が少なくなることがあります。詳しくはお問い合わせください。

申告・問合せ先
市税務課市民税グループ